

○左藤委員長 次に、安藤裕君。

○安藤(裕)委員 自民党の安藤裕でございます。

本日は、質問の機会をいただきましてありがとうございます。今日の議題は著作権法等の一部を改正する法律案ということでございますけれども、冒頭に、オリパラ関係について一問だけ質問をしたいと思っております。

今回、オリンピック、パラリンピックが1年延長されたということによりまして、休日に変更されております。先日も、私の地元のある方から質問がありまして、今回、休日に変更になっているのは分かっているけれども、いろいろ今、オリンピックをやるのかやらないのかみたいなことが取り沙汰されている中で、これから休日の扱いはどうなるのかということで、仲間の中で結構話題になっているんだという話がありました。法律で決まっておることなので、何があっても今回は変更後の休日では決まっているんだということを周知徹底する必要があると思っておりますし、今、カレンダー等も、やはり印刷が間に合わなくて、旧の、昔の休日のまま印刷をされて、それが国民の間で広く使われていますから、それが変更

されているんだということを改めて周知徹底する必要があると思うんですけれども、今の政府の対応方について御説明をお願いをしたいと思っております。

○益田政府参考人 お答え申し上げます。令和2年12月に公布されましたオリパラ特措法等の一部改正により、今年の海の日が7月第3月曜日から7月22日に移動するなど、今年の祝日の特例措置が定められております。しかしながら、令和3年のカレンダーにおきましては必ずしもこれらの変更が反映されていないことから、政府といたしましても、その周知が重要だと考えてございます。そのため、これまで、新聞広告やインターネット広告を活用した広報のほか、大会組織委員会や関係省庁等による業界団体等への周知及び広報協力の依頼等の取組を実施してまいりました。しかしながら、先生の御指摘のとおり、令和3年の祝日に変更されていることをまだ御存じない方もおられると考えておりますので、今後予定しております政府広報等の機会を捉えて、引き続き積極的に周知を図ってまいりたいと思っております。

○安藤(裕)委員 改めてやはりこれは周知徹底していただかないと、うちの有権者の方から御質問があったのは、夏の、これからの会社の休日とか、あるいはいろんな旅行とかの予約とかをどうしたらいいのかというので我々はすごく混乱しているという言葉がありましたので、是非改めて周知徹底していただいて、令和3年の休日はこれなんだということを、国民の間で迷いなくいろんな行動が取れるような、そういった周知徹底を是非よろしくをお願いをしたいと思っております。それで、著作権法の改正のことについて入っていききたいと思います。

今回は、例えば、コロナで図書館が閉館になっておりまして、様々な資料等の入手が困難になっていることであるとか、またあるいは放送とインターネットの同時配信、こういったものについての著作権についての様々な、今の現状では障害がある、これを円滑に放送できるようにというふうな配慮があると思っておりますけれども、改めて、今回の著作権法の改正の趣旨とそれから概要について御説明いただきたいと

思います。

○**矢野政府参考人** お答えいたします。本法案は、図書館関係の権利制限規定の見直し、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化の2つで構成されておりますけれども、1つ目の図書館の権利制限規定については、従来から、デジタル化、ネットワーク化に十分対応できていない部分があるとの指摘がなされてきたところ、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスなどのニーズが顕在化した、そういったことを踏まえて今回の改正を行うこととしております。具体的には、国立国会図書館が、絶版等で一般に入手困難な資料のデータを、図書館等だけではなく直接利用者に対しても送信できるようにするとともに、図書館等が、現行の複写サービスに加え、一定条件の下で、著作物の一部分をメール等で送信できるようにすることとしております。これによって、コロナ禍のような予測困難な事態への対応、地理的、物理的制約にとらわれない国民の知のアクセスの向上、持続的な研究活動の促進等に資するものと考えております。

また、2つ目の、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化については、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業振興等の観点から、同時配信の追っかけ配信、一定期間の見逃し配信について、放送と同等の円滑な権利処理を実現するため、権利制限規定の拡充、許諾推定規定の創設、レコード・レコード実演の利用円滑化、映像実演の利用円滑化、裁定制度の改善という5本柱で総合的な対策を講じることとしております。これによって多岐にわたる課題が解決され、視聴者、放送事業者、クリエイターの全てにとって利益となることが期待できるものと考えております。

○**安藤（裕）委員** ありがとうございます。やはり、今までメールとかネットというものがなかった中で著作権法の規定を、これからメール等、ネット等が使える中で改正していくというのは非常に有効なことだと思いますし、是非進めていただきたいと思いますが、一方で、今の御説明にもありましたとおり、図書館資料のメール配信等を行う場合に、図書館等の設置者が権利者に対して補償金を支払うこととしております。そして、この補償金の額は、権利者の逸失利益を補填できるだけの水準にする想定であると同っておりますけれども、この権利者の逸失利益をどのように決定していくのか、そのことについてお答えいただきたいと思います。

○**三谷大臣政務官** お答えいたします。補償金の決定手続は、指定管理団体が図書館等の設置者団体の意見を聞いて案を作成し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可の判断を行うこととしております。そして、その額につきましては、図書館資料のメール送信等がされることによる権利者への影響の大きさに鑑みまして、基本的には権利者の逸失利益を適切に補填できるだけの水準とすることが適当であろうと考えております。このため、現時点におきましては、著作物の種類、性質や、送信する分量等に応じたきめ細やかな設定を行うこと、年額などの包括的な料金体系ではなく、個別の送信ごとに課金する料金体系と

することとしております。また、具体的な金額については、国内市場における使用料の相場や諸外国における同様のサービスの相場を参照するとともに、図書館等における事務負担、円滑な運用への配慮といった点も加味しながら総合的に検討されるものと考えております。このような点を踏まえまして、幅広い関係者の意見を丁寧に向いながら、合理的な基準が策定されるよう対応してまいります。

○**安藤（裕）委員** ありがとうございます。適切な合理的な金額を算定するということですが、非常にこれは難しいと思うんですね。適切な金額って、じゃ、幾らなのかというのは相当大変な算定になってくるんだろうと思います。それから、この補償金の徴収や分配は、文化庁の長官が指定する団体が行うこととされていますけれども、今、現時点でどのような団体を指定することを想定しているのか、お答えいただきたいと思います。

○**矢野政府参考人** お答え申し上げます。補償金の徴収、分配については、図書館側の事務負担軽減を図るとともに、権利者への対価還元を確実にを行うため、著作権法の既存の制度と同様に、今委員が御指摘になったとおり、文化庁が指定する指定管理団体が一元的な窓口となって行う仕組みとしているところでございます。指定に当たっては、図書等の著作物の公衆送信権を有するものの団体や電子出版権を有するものの団体から構成すること、これらの権利者のために補償金関係業務を的確に遂行するに足りる能力を有するなどを要件として検討することとなります。この指定管理団体については、現時点で具体的な団体を決めているわけではございませんけれども、出版関係団体を始めとする各関係者の御意見を丁寧に聞きながら検討してまいりたいと考えております。

○**安藤（裕）委員** ありがとうございます。この団体を指定するのも、これもなかなか大変だと思えます。やはり権利者の皆さん、それから放送事業者、あるいは図書館の皆さん、そしてまた国民の皆さんが納得できる団体の指定の仕方というものが必要だと思いますし、また、おかしな既得権団体みたいな誤解がないように、そこもしっかりと考えて指定していただきたいと思えます。それから、やはり一番心配なのは、今回の改正でインターネット同時配信等が円滑に実施できるようになることによって、そこで得られた利益が、例えば放送事業者が独占してしまっていて著作権者にきちんとした利益が分配されないとか、正当な対価が払われない、そういったことが一番心配されるわけです。やはり、こういったものを、権利者、著作権者とかあるいは俳優の皆さん、せっかく自分の努力で作ったものが、放送することは同意したけれども、それ以外のネット配信とかに対する対価までは同意していないとか、今回、それも同意したとみなすということになっていきますけれども、それに対する対価はちゃんと払われないのではないかと、こういったことに対する懸念は相当強く思っておられると思いますし、やはり、強いのは一遍作った側で、放送した側で、弱いのは、それをせっかく努力して作った権利者ということになると思います。やはり、権利者の皆さんにしっかりと正当な対価が払われるかどうか、ここの担保というか、そこに対する政府の考え方をお答えいただきたいと思えます。

○**三谷大臣政務官** お答えいたします。安藤委員御指摘いただいておりますように、この利用の円滑化とともに、クリエイターに対してしっかりと対価が支払われる、そういった仕組みをつくることは極めて重要だというふうに考えております。まず、今回の改正におきましては、新たに権利制限規定を設けるレコード及び実演に関しては、事前許諾を不要としつつも、放送事業者から権利者に対して、通常の使用料額に相当する報酬、補償金を支払うことを義務づけています。この報酬、補償金は同時配信等の対価に相当するものであり、放送に係る対価とは別途支払う必要があります。放送事業者が同時配信等を行うに当たっては、権利者

に対して適切な対価還元が行われ、放送事業者と権利者の双方にとって有益となることが重要であると考えておりました。放送事業者においても同様の理解に立っているものと認識しております。また、一方で、著作物が利用される際に支払われる対価の額については、一般に当事者間での協議で決定されますけれども、例えば、今回の改正で創設される許諾推定につきましては、権利者に支払われた対価の額が今までの放送のみの水準ということであるとすれば、これは、許諾の範囲が広がったのにもかかわらず同じ対価なのかというような疑念も当然ながら出てくるわけですので、この許諾推定というものが覆り得る事情として考慮される場合があるというふうに考えております。文部科学省としては、こうした事情も考慮しながら、総務省とともに、対価の支払いに関する放送事業者と権利者の協議が円滑に行われるよう努めてまいります。

○**安藤（裕）委員** ありがとうございます。是非、著作権者の皆さんが安心できるような体制づくりを改めてお願いをしたいと思います。そして、今回の改正を契機に、放送事業者においては同時配信等のサービスが本格的に運用されることが予想されております。今の様々なお答えの中でもありましたとおり、法施行後も様々な状況の変化が予想されますし、適正な対価であるとか、あるいはこれを管理、徴収して分配する団体の指定であるとか、いろんな課題がこれから出てくると思います。そういった課題が明らかになることによってどう対応していくのか、文科省のこれからの対応の方針についてお伺いしたいと思います。

○**三谷大臣政務官** お答えいたします。今回の法改正につきましては、現時点で放送事業者から挙げられている課題に対応するものでございまして、今回の改正により、著作権法に起因する放送番組のインターネット同時配信等に係る課題は基本的に解消されるものと考えております。同時配信等のサービスについては、現在、試行的に行われているものが多く、今後本格化していくことを踏まえると、御指摘のとおり、放送事業者にとって予見できない権利処理上の新たな課題が生じたり、サービスが拡充していく中で権利者へ適正な対価還元の課題が生じたりするなど、新たな課題が明らかになることも考えられます。このため、今回の改正法の附則においては、施行後3年を目途として、同時配信等の実施状況や権利者への報酬等の支払いの状況などを勘案し、フォローアップを行う旨の規定を設けております。今後、この規定に基づき、運用状況の点検を行い、状況に応じて速やかに必要な措置を講じていきたいと考えております。

○**安藤（裕）委員** ありがとうございます。これから5Gの時代を迎えて、ネットの環境も相当変わってくると思いますので、是非、時代に即した対応をしていただくようお願い申し上げます。質問を終わります。ありがとうございました。